

## 「神戸市がん対策推進条例」改正を踏まえたがん患者の治療と就労の両立支援について

### 1. 背景

- ・ 治療技術の進歩等により「長く付き合う病気」となり、仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
- ・ 一方、「がん対策に関する世論調査」（平成 28 年）によると、仕事と治療等の両立について、治療や検査をしながら働き続けられる環境だと思ふ者の割合は 27.9%、そう思わない者 64.5%であり、がん患者の治療と就労の両立支援の取り組みが必要
- ・ 平成 28 年に改正された「がん対策基本法」（平成 18 年法律第 98 号）、及び、本年公布・施行された兵庫県「がん対策推進条例」においても、がん患者の就労支援を明記
- ・ 11 月、神戸市会において、「神戸市がん対策推進条例」（平成 26 年 4 月施行）に、がん患者の就労支援に関する規定（第 11 条）を追加する改正条例が可決（令和 2 年 1 月施行）

（法及び県条例の規定・推進のための計画）

	法・条例	推進基本計画・推進計画（法定）
国	がん対策基本法 （平成 18 年法律第 98 号）  「事業主の責務」、「がん患者の雇用の継続等」、「民間団体の活動に対する支援」（第 8・20・22 条）	がん対策推進基本計画（平成 19 年 6 月）  ・ 第 3 期がん対策推進基本計画（平成 29～令和 4 年度）：医療機関等での就労支援、職場や地域での就労支援の取り組むべき施策を記載 ・ 平成 28 年 2 月、両立支援の環境整備等を記載した「就労支援ガイドライン」策定
兵庫県	がん対策推進条例 （平成 31 年 3 月条例第 15 号） 「治療等と就労の両立」（第 21 条）	兵庫県がん対策推進計画（平成 20 年 2 月） 現計画（平成 30～令和 5 年度）：拠点病院、関係団体等との連携による就労支援の推進

神戸市	神戸市がん対策推進条例（平成 26 年 3 月条例第 59 号）  「がん患者等への支援」（第 11 条）に、就労支援にかかる規定を追加（令和 2 年 1 月施行）
-----	--

### 2. 本市の取り組み

#### （1）がん相談支援センターにおける就労相談

「がん診療連携拠点病院」に設置している市内 6 か所の「がん相談支援センター」では、治療や不安・精神的苦痛に対する相談や就労支援を行っている。

特に、4 か所のがん相談支援センターでは、ハローワーク相談員や社会保険労務士等による相談会等、関係機関の協力を受け、専門職員による治療の両立相談を定期的に行っている。

〈主な相談内容〉・休職中の障害年金等の社会保障制度。

- ・治療を継続しながらの、復職、再就職、転職。
- ・会社との交渉仕方や、復帰や就職活動時の病名告知。

## (2) 企業向け就労支援講演会（平成 30 年度開始）

企業が就労支援に対する理解を深め、患者が仕事と治療を両立できることを目的に、がん相談支援センターと共催で開催

[平成 30 年度]

日時：平成 31 年 3 月 12 日（火） 参加者：35 人（17 企業 3 団体等）

内容：講話「両立支援から始まる働き方改革」

講師 キャンサー・ソリューションズ(株) 桜井なおみ氏

自らのがん経験や社会経験を活かした体験談や就労支援の必要性、企業に知っていただきたい制度の紹介

講話「がん治療を行いながら従業員が働き続けるための制度」

講師 兵庫県社労保険労務士会 伊藤 貴志氏

中央市民病院がん相談支援センターで行っている就労相談の事例等を交え、がん患者が働き続けるための制度について説明

[令和元年度]

日時：令和 2 年 2 月 3 日（月）開催予定

内容：講話「企業の両立支援 ～取り組みと社員の支援について～」

講師：(株) 松下産業 代表取締役社長 松下 和正氏

講話「がん患者の治療と仕事の両立支援～制度と支援内容～」

講師：兵庫県産業保健総合支援センター 両立支援促進員 岸野雄彦氏

## (3) 行政・関係機関との連携

- ① 「がん相談支援センター連絡会」の開催（平成 29 年度～、年 1 回）

がん患者支援の取り組み状況について情報交換、今後の連携体制についての検討を目的とし、市内 6 か所のがん相談支援センター及び兵庫県立がんセンター、兵庫県疾病対策課と連絡会を開催

「患者や企業へ復職や休業のための制度の更なる周知が必要」、「就労支援の充実のため市がん条例の項目に加えることを検討してほしい」等の意見あり

- ② 兵庫労働局「兵庫県地域両立支援推進チーム」への参加（令和元年～、年 1 回）

平成 29 年 10 月、両立支援を効果的に進めるための連携を目的として「兵庫県地域両立支援推進チーム」が設置され、本年度より本市も参加。

会議では、各機関の両立支援の取り組みについて情報交換

今後、患者の就労支援に活用するための、相談機関の一覧等のリーフレット（事業者用・労働者用）を作成予定

### 3. 今後の取り組み

- ①がん相談支援センターにおいては、自院に入通院している患者からの相談だけではなく、他院の患者や、がん患者の家族等周囲等からの相談も増やしていけるように周知広報の強化を図る。
- ②企業が就労支援に対する理解を深め、従業員の治療と就労の両立支援を推進できるよう、企業向け就労支援講演会の継続により、企業が活用できる制度の周知やがん患者の現状や課題について情報提供を行っていく。
- ③健康創造都市 KOBE 推進会議が開催するこうべ健康経営会議等を活用し、企業等に対し治療と就労の両立支援の取り組みを働きかける
- ④厚生労働省兵庫労働局をはじめ関係団体との連携を強化し、企業に対する治療と就労の両立支援の制度の普及啓発を行う。
- ⑤「がん市民フォーラム」や関係団体の市民公開講座等を活用し、市民に対し、がん患者の治療と就労の両立支援について啓発を強化する。

#### (参考1) 国・兵庫県の取り組み

##### (1) 国の取り組み

- ①「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備・制度活用コース）」  
事業者が、労働者の傷病の特性に応じた治療と仕事の両立支援制度を導入又は適用した場合に費用を助成（平成 29 年 4 月、労働局「障害者雇用安定助成金」として創設。本年度より産業保健総合支援センターが実施）
- ②「長期療養者就職支援事業」  
ハローワークに、がん等により長期療養（経過観察・通院等）を必要とする方の就職支援相談員（就労支援ナビゲーター）を配置。がん診療連携拠点病院等とも連携し、個々の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介等を実施
- ③「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」策定  
事業者が両立支援に向けて取り組むべき内容をまとめたガイドラインを策定（平成 28 年 2 月）

##### (2) 兵庫県の取り組み

- ①「健康づくりチャレンジ企業」  
従業員のがん治療と就労の両立支援等の健康づくりに積極的に取り組む企業に対し、取り組みのための費用補助や表彰
- ②「三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）療養者の治療と仕事の両立支援事業」  
がん患者等が就業継続できる環境整備のため、事業者が、治療で休職する従業員の代替職員を雇用する際の経費を補助（平成 31 年 4 月開始）

(参考2) がん相談支援センターの就労相談

医療機関名	センター相談員	社会保険労務士	ハローワーク
市立医療センター中央市民病院	○	○	○
西神戸医療センター	○	○	※ (病院から情報提供)
神戸大学医学部附属病院	○	○	
神戸医療センター	○		※ (病院から情報提供)
神鋼記念病院	○		
県立こども病院	※ (就学)		
県立がんセンター	○	○	○

### (参考3) 法令等抜すい

#### (1) 【国】 がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号、平成 28 年 12 月改正）

（事業主の責務）

第 8 条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

（がん対策推進基本計画）

（がん患者の雇用の継続等）

第 20 条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動に対する支援）

第 22 条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (2) 【国】 第 3 期がん対策推進基本計画（平成 30 年 3 月閣議決定）

全体目標： がん患者を含めた国民ががんを知り、がんの克服を目指す。

分野別施策： ①がん予防、②がん医療の充実、③がんと共生、④基盤整備

（③がんと共生に、がん患者等の就労支援対策を規定。がん患者へのトライアングル型サポート（医療機関・企業・両立支援コーディネーター）体制の構築）

#### (3) 【県】 兵庫県がん対策推進条例（平成 31 年 3 月条例第 15 号）

（治療等と就労の両立）

第 21 条 県は、事業者に対し、がん患者又はがん患者を看護する者の就労に関する知識の普及及び啓発その他の必要な支援を行うことにより、がんの治療又はがん患者の看護と就労との両立の推進に取り組むものとする。

2 事業者は、その従業員又は従業員の家族ががん罹患しても、当該従業員が治療又は家族の看護と就労とを両立することができるよう、休暇の取得の促進、代替職員の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (4) 【県】 兵庫県がん対策推進計画（平成 30 年 3 月）

第 5 章第 4 節 がん患者を支える社会の構築 1 就労支援体制の構築

推進方策（1）拠点病院、関係団体等との連携による就労支援の推進

- ・がん患者が就労を継続できるような環境整備・配慮についての啓発
- ・がん相談支援センターの相談員が就労を含む問題対応への知識の習得
- ・国等が育成・配置する両立支援コーディネーターの活用に関する周知

「病気になっても働きたい。」  
そんな働く人の気持ちを応援したい。



# 治療と職業生活の 両立支援

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、  
病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。  
今後、職場においても労働力の高齢化が見込まれる中、病気を抱えた従業員が、  
治療を受けながら働く場面に直面することが増えると考えられます。  
従業員が安心して治療を受けながら働き続けるために、会社として準備できることは何でしょうか。

本リーフレットで、一緒に考えてみませんか？



# 治療と職業生活の両立支援とは

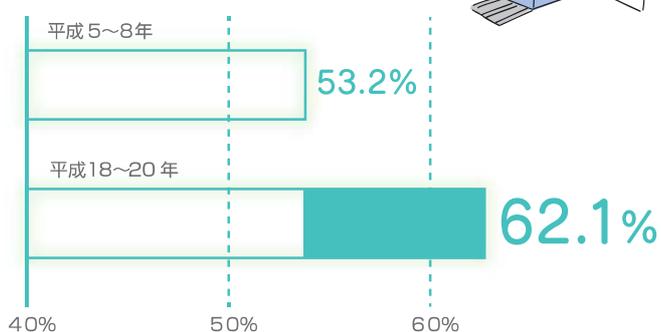
## どうして両立支援が必要なの？

なぜ、今、「治療と職業生活の両立支援」が必要とされているのでしょうか。医療の変化や働く人の気持ちなど、3つのポイントに分けて具体的に説明します。

### POINT 1

治療技術の進歩により、「不治の病」は「長く付き合う病気」に。

現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度はがんになると言われています。右のグラフは、がんと診断されてから5年後に生存している割合を平成5～8年と平成18～20年で比較したものです。生存率が、過去と比べて62.1%にアップしていることから、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。



出典：地域がん登録に基づき独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計



### POINT 2

今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代。

仕事をもちながらがんで通院している人の数は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の割合が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

# 32.5万人

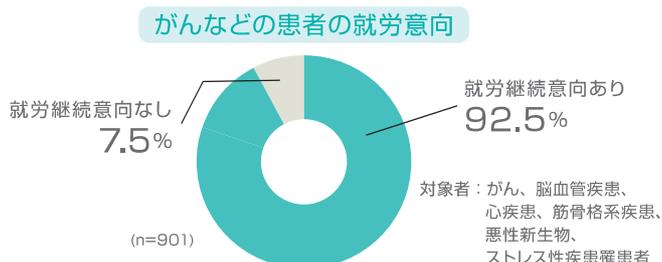
出典：「平成22年国民生活基礎調査」に基づく推計



### POINT 3

患者にとって、仕事は生きがいでもあります。

がんなどの病気を抱えながらも仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、家庭の生計を維持するためや、治療代のためはもちろん、働くことが自身の生きがいであるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働ける環境を作ることが必要とされています。



出典：「治療と職業生活の両立等の支援対策事業 アンケート調査」 2013年9-10月（厚生労働省委託 みずほ情報総研）



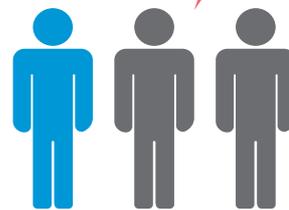
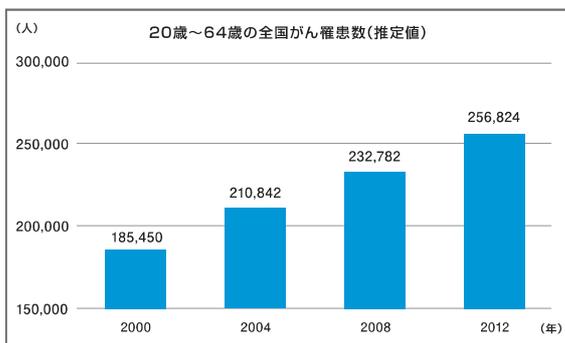
病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。

## 両立支援は事業者にとっても重要！

「治療と職業生活の両立支援」は、事業者にとってどんな意義があるのでしょうか。あなたの職場に当てはめて考えてみてください。

### POINT 1

20～64歳の働く世代においても、がんと診断される人が増えています。今後、がんはますます働く世代の問題に。



2012年にがんと診断された全ての患者のうち、約3人に1人が20～64歳の働く世代です。

出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

### POINT 2

治療と職業生活の両立を支援することは、労働者のみならず事業者にとっても、大きなメリットがあります。



#### 事業者のメリット

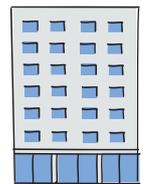
- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

#### 労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

### POINT 3

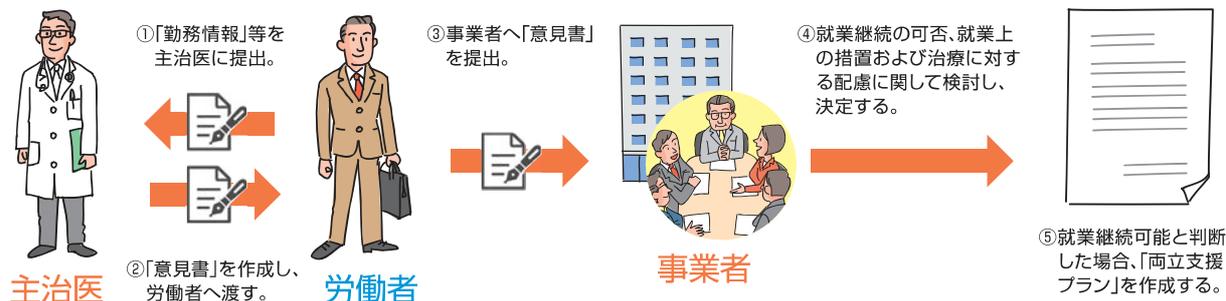
がんなどの病気になっても安心して働き続けられる職場をつくるために、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備が大切です。



- ①事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ②がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

# あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

## 両立支援の基本的な進め方



労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

※「勤務情報」や「意見書」などの様式は産業保健総合支援センターで用意しています。

## 都道府県ごとの産業保健総合支援センターでは、両立支援促進員が治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

- ①事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じます。
- ②事業場を訪問し、状況にあった具体的な助言等を行います。  
また、治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施します。
- ③労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と患者(労働者)間の調整支援をします。  
また、両立支援プラン作成の助言を行います。
- ④産業保健総合支援センターでは、両立支援を普及促進するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施しています。



## 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいのか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

＼ホームページからガイドラインをダウンロードできます！／

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

(ページ内検索をご利用ください。)



ご相談はお近くの産業保健総合支援センター・治療就労両立支援センターまで

〈各センターの一覧はこちら〉

労働者健康安全機構ホームページ <http://www.johas.go.jp/> 労働者健康安全機構 検索

〈電話でのお問い合わせ〉

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健課 Tel. **044-431-8660**

